

■上期仮決算による監事監査資料提出
 ■3M事業26「第二期分」88頭希望
 ■第14回全共広島県協議会設立へ



理事十一名、監事四名の出席のもと、協議事項十項目を審議決定した。審議にあたっては、去る九月八日開催の第一回生産委員会の答申を踏まえ審議した。

■生産委員会からの答申

一 重点指導対象組合員等に対する経営再建支援策の件(継続審議)

二 3M事業26・購買導入事業・乳用雌牛貸付事業に及ぶ牛白血病抗体陽性見舞金等の取扱の件

▼3M事業では「3M事業にかかる疾病事故等リスク保全策(見舞金等)交付要領」を定めて取り組んでいるが、「購買導入事業」並びに「乳用成雌牛貸付事業」は対象としておらず、3M事業と同様の対応を図るため、全酪連の「3M事業導入牛奨励金」を原資として対応。導入奨励金措置は今年度見送ることが適当。

三 飼料イネWCS収穫作業等の委託契約の件

▼収穫機械の取得計画の段階から審議してきた内容であり、(株)東酪からの「新TMRセンター稼動に伴う運営への協

力」についても受け入れが決定しており、収穫作業の委託内容を明確にするため、契約書の締結は妥当。

■協議事項

協議一 平成二十六年上期仮決算状況と決算資料の監事提出

▼平成二十六年上期の業務執行状況並びに仮決算状況をまとめた「平成二十六年上期業務報告書」を監事会に提出することを決定した。

(上期決算収支概要)

▼第二十回通常総会の承認を受けた「平成二十五年年度剰余金処分」に基づき、利益準備金に六百五十万円の繰り入れ、集送乳設備機器の任意積立金六百二十五万九千円を積み増し、資本合計額は十一億五千万円と前期末から約九百万円の自己資本強化を図った。

▼資産では、TMRセンターの原料として飼料イネ確保(WCS)に取り組み、これにかかる収穫・運搬、保管管理、資材等の経費を仕掛品として計上し、上期末では四百二十五万円を計上。

十一月七日 本所会議室

補助事業「酪農生産基盤維持緊急支援事業」の取り組みでは、事業要領に基づく経理手法から通常の購買品とは区分し、組合員負担分は立替金勘定で、残りの補助金相当額は未収計上した。

▼(株)東略からの要請を受け、中国生乳販連からの早期支援が図られない緊急対応から、円滑な集乳業務を継続するための「集乳業務継続安定金(差入保証金)」として千五百万円を同社に差し入れた。

▼資金面では、過年度に借入した3M事業やTMRセンター整備にかかる証書借入金を順調に返済したものの期首の預金残七億円から一億二千万円減少し、運転資金の逼迫に備えて、定期預金の満期解約と当座貸越資金をもって自己負担金相当額を賄った。

▼収支状況は、下期での飼料イネや配合飼料等の購買事業における助成金収入もあり、事業総利益は一億七千八百八十万三千円(前年対比九十八・三%、計画対比百三・七%)、事業管理費は一般管理費の経費削減に努めた結果一億七千六百二十六万九千円(前年対比九十七・八%、計画対比九十七・五%)、事業利益は八百二十七万四千円(前年対

比六百二十五・四%、計画対比三百五十六・八%)となった。

協議一 3M事業26・購買導入事業・乳用成雌牛貸付事業に及ぶ牛白血病抗体陽性にかかる見舞金等の取り扱い

▼牛白血病抗体陽性牛発生時のリスクに備えて、3M事業に限っては「3M事業にかかる疾病事故等リスク保全策(見舞金等)交付要領」を定め対処している。しかし、同様に組合が扱う「購買導入事業」並びに「乳用成雌牛貸付事業」に及ぶ前述リスクに備えては特別対処していない現状にあり、これら事業にかかる牛白血病抗体陽性牛発生時のリスクに備えるため、昨年度と同様に「3M事業にかかる疾病事故等リスク保全策(見舞金等)交付要領」と同等の取扱いを決定した。これらに備えては、昨年度同様に、全酪連の見舞金及び「3M事業導入牛奨励金」を財源とする。なお、3M事業個体牛毎の奨励金交付は行わない。

協議二 飼料イネWCS収穫作業等の委託契約

▼飼料イネの収穫作業等に当たると、平成二十六年九月十日付けをもつて、(株)東略と「飼料イネWCS収穫作業等の委託基本契約」を締結し、九月二十五日から刈取作業を行っていることを踏まえ契約内容等を確認し事後承認した。

協議四 第二期「3M事業26」の事業着手と資金借入れ

▼3M事業26の第二期希望調査を行った結果、残余枠八十二頭に対して八十八頭の希望があった。これには利用上限頭数枠の超過や重点指導組合員からの特別枠の申し出も含まれる。

▼平成二十六年度は二百頭の計画頭数であるが、今回の超過頭数に関しては、組合がこれまで生乳生産基盤の脆弱化を防ぐため、生乳出荷組合員に対して積極的な生乳生産を呼び掛けている背景から、第二期分で希望頭数六頭を加え八十八頭に変更し、生乳生産を促すことが妥当と決定した。

▼前述の特別枠の審査は、「生乳需要

期対応酪農経営向上対策事業実施要領」に基づき、生産委員会での審議を経て理事会で審議し、この決定に基づき、広島県信連を窓口にして農業近代化資金の制度資金による事業資金の借入手続きを進めることとした。この事業実施時期は農業近代化資金の利子補給承認後の実行とした。

協議五 3M事業26の利用上限頭数超過組合員の利用可否判断と理事による利益相反取引契約の承認・第一期分着手

一 「3M事業26」にかかる利用上限頭数超過組合員の利用可否判断

▼組合員一名から既存3M事業利用牛の繰上償還による利用申請を受け、これを承認した。

二 3M事業26に係る理事と組合間の利益相反取引承認

▼理事二名の3M事業26の事業利用において、この契約行為が理事会運営規則第七条一項の別表(役員に関する事項)に掲げる「理事と組合間の利益相反取引」、かつ、貸付金貸出規程第十条(理事に対する貸付)の規定に該当することから理事会での承認を決定した。

協議六 生乳生産基盤強化対策委員の選出と中国生乳販連の生乳受託販売委員の推薦

▼平成二十六年八月一日付けで一名の理事が辞任され、生乳生産基盤強化対策委員の理事候補者と中国生乳販連の生乳受託販売委員が欠員となっていることから、この後任として、川角晴俊理事を選任した。

協議七 庄原倉庫内の資産処分にかかる敷値価格

▼九月一日(月)開催の第七回理事会の決定事項に基づき、譲渡対象物件の譲渡価格を関係業者から見積をとり、組合長一任による敷値価格の決定をもって、「らくのうだより」に掲載して、組合員等に譲渡の通知を行うこととした。なお、販売対象物件は現状渡し、撤去・運送費用は購入者の負担とした。

協議八 遊休資産の処分

▼第七次中期三か年計画に掲げる遊休資産処分に關して、吉田倉庫並びに福

山倉庫の処分を審議した。
▼吉田倉庫の土地・建物は、かねてより譲渡希望のあった広島北部農業協同組合への譲渡を決定。

▼福山倉庫の土地・建物は、譲渡希望業者との交渉をもって、以後の理事会での処分決定とした。

協議九 第十四回全日本ホルスタイン共進会に向けた協議会の設立と予算措置

▼平成二十七年十月二十三日(金)から二十六日(月)の四日間に亘り、第十四回全日本ホルスタイン共進会(以下、「共進会」という)が北海道勇払郡安平町早来で開催される。広島県からは五頭を代表選抜し出品する予定にあり、この開催に向けて、「第十四回全日本ホルスタイン共進会広島県対策協議会(以下、「協議会」という)」を設置し、この事務局を広略が担うことを決定した。

▼また、協議会運営と共進会参加に向けた必要経費は五百九万七千円(消費税込)を見込み、広島県からはその見積総額のうち百四十七万円の補助金交付の見込みと報告した。

▼広略では平成二十七年年度予算におい

て全共予算として、県費見込み補助金を差し引きした三百六十二万七千円の予算確保を決定した。

▼この協議会規約は、平成二十六年十二月十七日に関係行政、関係団体を招集しての会議が行われ、同日付けで施行予定。

協議十 平成二十五年度監事監査の指摘事項に対する回答

▼「平成二十五年度監査報告書」に対して、指摘事項等に対する回答書の作成と提出を決定した。

協議十一 みわTMRセンター 飼料製造作業等の委託契約

▼みわTMRセンターでの飼料製造経費の抑制をもって、少しでも利用者価格の低減に結びつけるため、TMR飼料の製造作業委託の在り方等を理事会で検討してきた。

▼審議経過では、平成二十七年四月一日を目標に(株)東略への業務委託を行う予定であったが、(株)東略側の人員調整に見込みがたつたことから、平成二十六年十一月一日付けをもって、

「みわTMRセンター飼料製造作業等の委託契約」を締結し取り組むことを決定した。

報告事項

- 一 酪農ヘルパー員派遣日における生乳販売不可能乳の発生
- 二 子会社・山陽乳業(株)の経営状況
- 三 JA全国監査機構広島県監査部の一般監査報告
- 四 広略創立二十周年記念式典と記念誌
- 五 MILK JAPAN inひろしま二〇一四の開催報告
- 六 平成二十六年生乳計画生産の進捗状況
- 七 平成二十六年飼料イネの収穫状況
- 八 平成二十七年飼料稲WCS確保の取り組み
- 九 3M事業26の事業進捗状況
- 十 リース事業の事務取り次ぎ
- 十一 JAグループの自己改革の実現に向けた決議